

グループホーム さくらの里 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	グループホーム さくらの里
法人の種類	有限会社 さくらの里
代表者名	取締役社長 山崎 和子
所在地	長崎県南島原市深江町戊3135番地15
法人の理念	①「すべては、利用者のために」を基本理念とし、利用者ひとりひとりの特性を踏まえた上で敬愛と奉仕の精神で、毎日をその人らしく過ごせるように、また生き甲斐と潤いのある安定した生活を送れるように、日常生活を介護支援する。 ②事業の実施に当たっては、利用者の家族・介護者・後見人・法定代理人等、地域、各種団体との交流を深め、関係機関、保健、医療、福祉サービスとの連携を図りつつ、サービスの提供に努める。 ③自らその提供する共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2. ホームの概要

ホーム名	グループホーム さくらの里	
ホームの目的	事業所は、要介護者及び要支援2であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状や行動異常を呈する者、ならびにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう支援することを、その目的とする。	
ホームの責任者	山崎 和子	
開設年月日	平成14年10月	
介護保険事業者指定番号	4271401517	
所在地	〒859-1505 長崎県南島原市深江町戊3135番地15	
連絡先	電話番号0957-72-3560 F A X番号0957-72-7112	
交通の便	島原バス 島原ニュータウン前停留所 徒歩5分	
建設概要	建物概要	単独型
	建物構造	木造 平屋建
	広さ	敷地面積 555.89 m ²
		延床面積 330 m ²
		一室あたりの居室面積 7.7～16.8 m ²
ユニット数と利用定員	(1) ユニット 利用定員 (9) 人	
施設の概要	☆各居室に冷暖房・洗面所・収納庫を設置	
	☆洗濯場・浴室・脱衣室・台所・リビング・談話室を設置	
緊急対応、防犯防災設備等の概要	緊急時の対応	事業所は利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医または協力医療機関に連絡を取る等の必要な措置を講じる
	防犯防災設備等の概要	誘導灯 ガス漏れ感知器 消火器 煙感知器 スポット型感知器 通報ベル 防災カーテン スプリンクラー 自動火災報知機設備 消防機関へ通報する火災報知器設備

3. 協力・提携機関

協力医療機関名	しろの医院 坂本医院
協力歯科医療機関	松藤歯科
連携施設	①介護老人保健施設 フォンテ

4. 職員の概要

管理者	山崎 悌二（常勤・兼務）		
計画作成担当者	山崎 悌二（常勤・兼務）		
職員	総数13名（常勤5名・非常勤8名）		
勤務体制	昼間の体制	常勤 非常勤	日勤 8：30～17：30
	夜間の体制	夜勤 1名	夜勤 17：00～ 9：00
	宿直の体制	宿直 1名	宿直 17：00～ 9：00
職員の概要	（内訳）	常勤 4名・非常勤 12名	
	夜間の体制	夜勤者 1名 宿直者 1名	
	管理者氏名	山崎 悌二（常勤・兼務）	
		認知症介護実務者研修「基礎課程」 受講済み	
		認知症対応型サービス事業管理者研修 受講済み	
	計画作成担当者	山崎 悌二（常勤・兼務）	

5. 入居者の概要

入居に当たっての条件	入居者は、要介護1～5又は要支援2であって、かつ認知症の状態である者（運営規程参照）
退居に当たっての条件	1. 利用料その他事業者を支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき
	2. 当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき
	3. 入院治療が必要になる等、事業者が自ら介護サービスを提供することが困難になったとき
	4. 他の利用者の生活、あるいは健康に重大な危険を及ぼす、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなした時
	5. 利用者またはその家族が事業者や職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき

6. 利用にあたっての留意事項

・所持品には記名をお願いします。
・貴重品につきましては、ご自宅にて管理なさるようお願い致します。
・喫煙及び飲酒は、職員立ち会いの下、所定の場所にて行っていただきます。
・面会に際して、面会受付簿に記帳をお願い致します。
・外泊、外出時は、事前に届出をお願い致します。
・事故防止のため、浴室の無断使用を禁止します。

7. 利用料等（入居者の負担額）

①基本料金・・・要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。（一割負担の場合）

保険区分	保険料金／日	食材費／日	家賃／日	水道光熱費／日	医・連／日	1日の合計	月当たり（30日）
要支援 2	¥ 761	¥900	¥300	¥350	¥ -	¥ 2,311	¥ 69,330
要介護 1	¥ 765	¥900	¥300	¥350	¥ 47	¥ 2,362	¥ 70,860
要介護 2	¥ 801	¥900	¥300	¥350	¥ 47	¥ 2,398	¥ 71,940
要介護 3	¥ 824	¥900	¥300	¥350	¥ 47	¥ 2,421	¥ 72,630
要介護 4	¥ 841	¥900	¥300	¥350	¥ 47	¥ 2,438	¥ 73,140
要介護 5	¥ 859	¥900	¥300	¥350	¥ 47	¥ 2,456	¥ 73,680

上記以外に＊初期加算（入居時一回30日が限度）30円/日加算されます。

＊入院期間中（1ヶ月まで）における家賃は、300円/日とします。

＊若年性認知症利用者受入加算（40～64歳）120円/日

＊看取り介護加算 死亡時以前31～45日以下 72円/日

＊ 死亡日以前4～30日以下 144円/日

＊ 死亡日以前2日又は3日 680円/日

＊ 死亡日 1280円/日

＊医療連携加算（Ⅰ）－□ 47円/日

＊医療連携加算（Ⅱ） 5円/日

＊夜間支援体制加算（Ⅰ） 50円/日

＊サービス提供体制加算（Ⅲ） 6円/日

＊協力医療機関連携加算 100円/月

＊退去時相談援助加算（1人1回が限度） 400円/回

＊退去時情報提供加算（1人1回が限度） 250円/回

＊介護報酬一割・二割又は三割負担の総額に対し（介護職処遇改善）20.2%加算されます。（1月につき）

②おむつ代	実費
③病院受診代	実費
④理美容代	実費
⑤嗜好品	実費
⑥その他	個人で使用される介護用品については実費

＊支払いについて・・・毎月末日を締め切りとし、請求書を発送します。

8. 苦情処理の体制・手順

（1次措置）・・・・・・事業所内での苦情処理体制と処理手順

1. 利用者などからの苦情に対応する常設窓口（連絡先）と担当者の設置

①利用者やその家族からの相談や苦情に対応するための常設窓口を設置し、担当者を配置している。また、担当者不在の場合でも基本的な事項については、誰でも対応できるよう、相談担当者ら引き継ぎ等を受ける体制をとっている。
＊苦情相談窓口：グループホーム さくらの里
長崎県南島原市深江町戊3135番地15
電話番号 0957-72-3560 FAX 0957-72-7112
＊苦情相談担当者：山崎 和子（代表取締役）

2. 事業所内での苦情処理手順

①まず、担当者が利用者及び家族（介護者等）からの苦情相談を受け付け、苦情内容を十分聴取し内容を確認した上で、その段階で解決できる場合にはその場で解決する。なお、その一連の課程は「相談記録」用紙に記録し、解決の可否に係わらず施設長へ報告する。
②担当者における苦情の解決が困難な場合は、一旦処理を保留し、担当者及び施設長ならびに苦情の用件の関係者で協議し、解決を図る。なお、その一連の過程は「苦情処理記録」用紙と「相談記録」用紙に記録すると共に、苦情が解決された際は、その内容を相談者へ報告する。

(2次措置)・・・事業所内で処理できなかった場合の苦情処理体制と処理手順

1. 事業所内の苦情処理に関する相談機関

①事業所内で苦情処理を行えなかった場合に備え、認知症や介護保険に関する専門相談機関

苦情処理の 相談機関	● 長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課	☎095-826-1599
	● 島原地域広域市町村圏組合介護保険課	☎0957-61-1104
	● 長崎県福祉保健部長寿社会課	☎095-824-1111
	● 島原市役所保険健康課	☎0957-63-234
	● 南島原市役所福祉保健部福祉課	☎0957-73-6651

2. 事業所内で処理できなかった場合の苦情処理手順

①まず、担当者または施設長が苦情相談の内容とその処理過程及び解決できないでいる問題点などを連絡の上、専門機関からの助言を仰ぐ。なお、この場合利用者ならびに家族(介護者等)に対する秘密義務を順守し、個人情報とは連絡事項から除外する。

②専門的助言に基づき、再度担当者及び施設長、ならびに苦情の用件の関係者で協議し、解決を図る。

③ ②での解決も困難な場合は、利用者及び家族(介護者等)に介護保険制度における苦情相談窓口とその苦情申し立て方法を説明し、以降苦情処理機関からの指示・指導に従う事とする。

* 介護保険制度に於ける苦情処理機関 ◆国民健康保険団体連合会
◆島原地域広域市町村圏組合
◆居宅介護支援事業所

④ 上記①～③の過程は「苦情処理記録」用紙と「相談記録」用紙に記録する。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置・医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住いの市町村・ご家族・居宅支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対し損害すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を致します。
(当事業所はあいおい損害保険(株)と損害賠償保険契約を結んでおります。)

10. 非常災害対策

施設は、火災・地震・風水被害等の避難災害に関し、具体的な対処計画を立て、それらの避難災害に備えて、定期多岐に避難・誘導・救出その他の必要な準備と訓練を実施する。
(職員お及び利用者を含めた防火教育及び基礎訓練・総合訓練を年2回以上実施する。)

防火管理者： 山崎 悌二
火元管理者： 山崎 和子